

重要事項説明書
(ユニット型個室)

特別養護老人ホームみどりの丘

特別養護老人ホームみどりの丘 重要事項説明書(ユニット型個室)

(令和7年4月1日現在)

1. 施設運営法人

[事業者名] 社会福祉法人 陵風会
[住 所] 鹿児島県鹿児島市西陵一丁目43番1号
[電話番号] 099-282-4373
[FAX番号] 099-282-4375
[代表者名] 理事長 徳田 恵子
[法人設立年月日] 平成11年6月15日

2. 利用施設

[施設の経緯] 指定介護老人施設 平成28年5月1日指定〔事業所番号 1374801841〕
[施設の目的] 指定介護老人ホームは、介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約書に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を利用いただき介護福祉サービスを提供します。
本施設は、身体上、又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ在宅においてこれを受けることが困難な方が利用できます。

[施設名] 特別養護老人ホーム みどりの丘
[住 所] 東京都東久留米市上の原一丁目2番42号
[電話番号] 042-470-0645
[FAX番号] 042-470-0644
[代表者名] 施設長 滝澤 真由美

[運営方針] ①施設サービス計画に基づき、ご利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者が相互に社会的関係を築きながらご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
②施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
③施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営を行うように努めるものとする。
④施設は、自ら提供するサービスの質の評価に積極的に取り組み、常にその改善を図るものとする。

[開設年月日] 平成28年5月1日

[入居定員] ユニット型個室 108床 従来型多床室 36床 合計144床

3. 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		施設管理・責任者
生活相談員	2名		相談・苦情窓口
管理栄養士	1名		栄養管理
機能訓練指導員	2名		機能訓練指導
介護支援専門員	2名		施設ケアプラン作成
医師		1名以上	健康管理
事務職員	3名以上	2名以上	総合事務
看護職員	3名以上	2名以上	健康管理
介護職員	33名以上	23名以上	直接介護

4. 施設の設定等の概要

定員		108名	静養室	1室
居室	1人部屋	108室	共同生活室	9室
			医務室	1室
			機械浴室	3室
			個浴室	9室

5. 施設サービス計画について

介護支援専門員は、介護職員、看護職員、栄養士、生活相談員、機能訓練指導員等のサービス提供にあたる職員と協議の上、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう提供する施設サービスの目標・内容等を記載した施設サービス計画書を作成し、ご利用者及び家族に対して説明し、同意を得る。その計画書を文書にて交付するものとする。また、必要に応じて変更を行うものとする。

栄養士は医師、介護職員、看護職員、生活相談員等サービス提供にあたる職員と協議の上、ご利用者の低栄養状態の予防・改善のために、個別の利用者の栄養状態に着目した栄養ケア計画を作成し、ご利用者及び家族に対して説明し、同意を得て文書にて交付するものとする。また、必要に応じて変更を行うものとする。

機能訓練指導員は、介護職員、看護職員、生活相談員等サービス提供にあたる職員と協議の上、身体機能の回復及び減退防止のために個別機能訓練計画を作成し、ご利用者及び家族に対し説明し、同意を得て文書にて交付するものとする。また、必要に応じて変更を行うものとする。

6. サービス内容

(1) 居室

原則個室とし、ご利用者の心身の状況及び居室の空室状況等により提供する。

(2) 食事

朝食 午前8時00分～ 午前10時00分

昼食 午後0時00分～ 午後 2時00分

夕食 午後6時00分～ 午後 8時00分

あらかじめ連絡があった場合は、衛生管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。前日の午後3時までには連絡があった場合は、食事のキャンセルができるものとする。

(3) 入浴

1週間に2回以上、入浴を行う。ただし、健康状態や伝染性疾患等により、医師が入浴することが適当でないとは判断した場合には、清拭等にて対応するものとする。

(4) 排泄

ご利用者の心身の状況に応じ、個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。

(5) 介護

ご利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

(6) 機能訓練

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(7) 生活相談

職員は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者及びご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(8) 健康管理

医師又は看護師は、常にご利用者の健康に注意し、日常における健康保持のための措置を取りその記録を保存するものとする。ご利用者が負傷又は疾病にかかった時は、施設内で診断・処置を行い、必要に応じて通院又は入院により必要な検査、治療を行うとともに、速やかにご家族等に連絡するものとする。

(9) 行政手続き代行

ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者及びご家族が困難である場合は、施設が代わって行うことができるものとする。

(10) 趣味活動

施設は、教養娯楽設備を整え、行事、クラブ活動、レクリエーション活動を推進する。

(11) 入院期間中の取り扱い

利用者が入院する必要がある場合であって、入院後退院することが明らかに見込まれるときは、ご利用者及びご家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所できるようにするものとする。入院した日から7日目以降も引き続き専用居室として確保する場合は、居室管理費として、施設基準額を徴収する。

7. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料(ユニット型個室)		1割負担	2割負担	3割負担
	1日あたりの 単位数	30日あたりの自己負担額		
要介護1	670	21,466円	42,933円	64,400円
要介護2	740	23,709円	47,419円	71,128円
要介護3	815	26,112円	52,225円	78,337円
要介護4	886	28,387円	56,774円	85,162円
要介護5	955	30,598円	61,196円	91,794円

※地域区分により1単位10.68円にて計算しております。

※入所期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となります。

②食費・居住費(ユニット型個室)

負担段階区分		食費	居住費(ユニット型個室)
第1段階	生活保護受給者	300円(9,000円/月)	880円(26,400円/月)
	老齢年金受給者		
第2段階	合計所得金額+課税年金 収入額が年額80万以下の方	390円(11,700円/月)	880円(26,400円/月)
第3段階①	合計所得金額+課税年金 収入額が年額80万以上120 万以下の方	650円(19,500円/月)	1,370円(41,100円/月)
第3段階②	合計所得金額+課税年金 収入額が年額120万円超の 方	1,360円(40,800円/月)	1,370円(41,100円/月)
第4段階	市民税課税世帯(負担限度額の対象外)	1,617円(48,510円/月)	2,546円(76,380円/月)

※市民税課税状況の確認の際は、別世帯の配偶者も含まれます。また、市民税非課税世帯であっても、預貯金等の資産が一定基準以上の場合、負担限度額の対象外になります。

③加算料金(日単位)

特別養護老人ホーム みどりの丘		算定加算一覧表					
算定加算項目	対象範囲	算定数	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
体制加算	日常生活支援継続加算2	ユニット型	1日につき	46単位	¥49	¥98	¥147
		従来型	1日につき	36単位	¥38	¥76	¥115
	夜勤職員配置加算Ⅱ(口)	ユニット型	1日につき	18単位	¥19	¥38	¥57
	夜勤職員配置加算Ⅰ	従来型	1日につき	22単位	¥23	¥46	¥70
	準ユニットケア加算	従来型	1日につき	5単位	¥5	¥10	¥16
	看護体制加算Ⅰ(口)	ユニット型	1日につき	4単位	¥4	¥8	¥12
	看護体制加算Ⅰ(イ)	従来型	1日につき	6単位	¥6	¥12	¥18
	生産性推進向上体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	全対象	1ヵ月につき	(Ⅰ) 100単位	¥106	¥213	¥320
			1ヵ月につき	(Ⅱ) 10単位	¥10	¥21	¥32
安全対策体制加算	対象者となる方のみ	入所初日1回	20単位	¥21	¥42	¥64	
個別加算	初期加算	入所から30日まで1日につき	30単位	¥32	¥64	¥96	
	精神科医指導加算	全対象	1日につき	5単位	¥5	¥10	¥16
	入院外泊時加算	対象者のみ1日につき1月6日限度	246単位	¥262	¥525	¥788	
	経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	対象者となる方のみ	1ヵ月につき	(Ⅰ) 400単位	¥427	¥854	¥1,281
		対象者となる方のみ	1ヵ月につき	(Ⅰ) 100単位	¥106	¥213	¥320
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	全対象	1ヵ月につき	(Ⅰ) 10単位	¥10	¥21	¥32
			1ヵ月につき	(Ⅱ) 5単位	¥5	¥10	¥16
	協力医療機関連携加算Ⅰ	全対象R6/3まで	1ヵ月につき	100単位	¥106	¥213	¥320
		全対象R6/4から	1ヵ月につき	50単位	¥53	¥106	¥160
	新興感染症等施設療養加算	対象者となる方のみ 1ヵ月に5日間まで	1日につき	240単位	¥256	¥512	¥768
	退所時栄養情報連携加算	対象者となる方のみ	1回につき	70単位	¥74	¥149	¥224
	再入所時栄養連携加算	対象者となる方のみ	1回限度	200単位	¥213	¥427	¥640
	退所前訪問相談援助加算	対象者となる方のみ	2回限度	460単位	¥491	¥982	¥1,473
	退所後訪問相談援助加算	対象者となる方のみ	1回限度	460単位	¥491	¥982	¥1,473
	退所時訪問援助加算	対象者となる方のみ	1回限度	400単位	¥427	¥854	¥1,281
	退所前連携加算	対象者となる方のみ	1回限度	500単位	¥534	¥1,068	¥1,602
退所時情報連携加算	対象者となる方のみ	1回限度	250単位	¥267	¥534	¥801	
LIFE加算	個別機能訓練加算Ⅰ	全対象	1日につき	12単位	¥12	¥25	¥38
	個別機能訓練加算Ⅱ	全対象	1ヵ月につき	20単位	¥21	¥42	¥64
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	全対象	1ヵ月につき	40単位	¥42	¥85	¥128
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	全対象	1ヵ月につき	3単位	¥3	¥6	¥9
	口腔衛生管理加算Ⅱ	全対象	1ヵ月につき	110単位	¥117	¥234	¥352
	ADL維持加算Ⅰ	全対象	1ヵ月につき	30単位	¥32	¥64	¥96
	ADL維持加算Ⅱ	全対象	1ヵ月につき	60単位	¥64	¥128	¥192
	処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月の総単位数に14%上乘せられます 対象	全 1ヵ月につき	人により異 なります			

* 地域区分1点 = 10.68円で計算。小数点以下切り捨て

※尚、単位数は介護制度改正により変動のある場合があります。

(2) その他の料金

- ①理美容費 実費請求
- ②行政手続代行 実費請求
- ③ご利用者の選定に基づく特別な食事等の追加的費用 実費請求
- ④その他

※上記の他、レクリエーション費用、買物サービスの費用、所持品預かり・保管等はその実費について自己負担となります。

(3) 利用者負担額軽減制度

低所得で生計が困難である利用者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人のその社会的な役割として、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

(4) 支払い方法

当月の利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までにご利用者に通知します。

ご利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに口座振替にて支払います。

事業者は、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に領収書を発行します。

8. 入退所の手続き

(1) 入所に関して

契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※詳細は、生活相談員にお尋ねください。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ②介護認定区分が、特例入所要件非該当、自立または要支援となった場合
- ③平成27年4月以降に入居された方で、要介護認定が1～2へ変更になった場合
- ④ご利用者の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ⑤その他

・ご利用者が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内にお支払いいただけない場合、又はお客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。

・ご利用者が病院、又は診療所に入院し明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月未満でも退院できないことが明らかになった場合。

・入院後、3か月に満たなくても主治医により、当施設へ戻る見込みがないなど、医療機関の治療が必要と診断があった場合。

9. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①施設サービス計画に基づき、ご利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者が相互に社会的関係を築きながらご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

②施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。

③施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営を行うように努めるものとする。

④施設は、自ら提供するサービスの質の評価に積極的に取り組み、常にその改善を図るものとする。

(2) サービスの利用のために

事項		備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束の有無	無	*但し、以下の場合を除く 1. 生命、身体が危険にさらされる可能性が高い場合。 2. 代替する看護、介護が無い場合。 3. 行動制限が一時的である場合。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ①面会 ・通常時9時00分から18時00分。受付の面会簿にご記入ください。
・但し、感染症予防対策時は制限あり。
・コロナ・インフルエンザなど感染の恐れのある方はご遠慮ください。
- ②外出・外泊 ・行先、帰所時間など、事前に届け出をお願いします。
- ③飲酒 ・医師より禁止の診断がないご利用者には、行事を計画していきます。
- ④喫煙 ・全館禁煙となります。
- ⑤宗教、政治活動 ・他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑥設備器具の使用 ・本来の用途にしたがってご利用ください。破損の際は賠償の場合あり。
- ⑦迷惑行為等 ・騒音等、他の方への迷惑行為やむやみに他室へ立ち入らないでください。
- ⑧ペット ・飼育を前提としたペットの持ち込みはお断りします。

10. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族へ速やかに連絡します。

		緊急連絡先
第1 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
第2 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
第3 連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

11. 非常災害対策

当施設は消防法に基づき、火災感知器・屋内消火栓・スプリンクラー・119番自動通報装置等が設置されている他、全館耐震化構造で建設され避難口が確保されています。また、職員による自衛消防隊を組織し、定期的に消防・防災訓練、避難誘導訓練を実施しています。

- (1) 防災時の対応 ・防災設備 消火器・消火栓・スプリンクラー・自動火災報知器(煙・熱感知)
避難ハッチ式救助袋・誘導灯・自家発電・ガス漏れ、漏電報知器
- (2) 防災責任 ・自衛消防隊長 滝澤 真由美
・防火管理者 江原 友子
- (3) 防災訓練 ・総合訓練を年2回実施(5月・11月)

12. 事故発生時の対応

その他、不測の事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講ずるとともに、ご家族は勿論、所轄庁へ遅滞なく連絡・通報いたします。当施設の責による事故の場合(不可抗力の場合も)速やかに損害賠償の手続きをとり誠心誠意対応させていただきます。

13. 虐待の防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止担当者及び虐待防止責任者を設置します。

虐待防止担当者	生活相談員
虐待防止責任者	理事長

14. 感染症の予防及び蔓延防止策

事業所は感染症の発生と、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1～2ヶ月に1度開催し、その結果について事業所内で周知徹底いたします。
- (2) 感染症及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症及び蔓延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施します。

15. 事業継続計画

感染症や非常災害の発生でも、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行います。

16. その他の重要事項

- (1) ご利用者への身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その旨を明瞭に記録するなど適切な手続きにより拘束をすることがあります。
- (2) サービスを提供するに当たって知り得たご利用者及びご家族等に関する事項をつ正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。ただし、急変急病等により必要となった場合、医療機関等に事前承諾なしに病態等の個人情報を提供します。
- (3) ご利用者にご提供したサービスについての記録を作成し、2年間保管するとともにご利用者又は代理人の請求があったときには閲覧に応じ複写物の交付をいたします。
- (4) ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、認定更新の申請手続き等必要な援助をおこないます。

看取り介護及び夜間看護体制に関する指針

[みどりの丘における看取り介護実施の定義]

看取り介護はみどりの丘利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療について本人の意思、ならびに家族の意向を尊重して行わなければならない。みどりの丘において看取り介護を希望される利用者、家族の支援を最期の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が施設及びその職員にはある。又、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等へ引継ぎ、継続的な利用者、家族への援助を行わなければならない。

1. 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

みどりの丘における看取り介護の基本理念を明確にし、本人または家族に対し生前意思(リビングウィル)の確認を行う。

みどりの丘の看取り介護においては、医師の(医学的に回復の見込みがないと)診断がなされたときが、看取り介護の開始となる。

看取り介護実施にあたり、本人または家族に対し、医師から十分な説明が行われ、みどりの丘職員2名以上立会いの元、本人または家族の同意を得ることとする。

看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、栄養士、介護職員等従事するものが協働し、看取りに関する計画書を作成し、家族へ説明、同意を得て看取り介護を適切に行う。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更する。

(2) 医師・看護職員体制

看取り介護実施にあたり、嘱託医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いていること。

看護職員は医師の指示を受け看護責任者のもと、利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の状態を受け止めるようにする。また日々の状態等について、随時 家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応を行う。

医師による看取り介護の開始を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

(3) 看取り介護の施設設備

尊厳ある安らかな最期を迎える為に自室の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図る。

(4) 看取り介護の実施とその内容

①看取り介護に携わる者の体制及びその記録等の整備

- 1) 看取り実施指示書
- 2) 看取り介護についての同意書
- 3) 看取り介護カンファレンス議事録
- 4) 看取り介護ケアプラン
- 5) 看取りケアにおける確認事項
- 6) 看取り介護計画モニタリング表
- 7) 看取り介護に関する振り返りシート
- 8) 看取り後カンファレンス議事録

②看取り介護実施における職種ごとの役割

(責任者)

- 1)看取り介護の総括責任
- 2)看取り介護に生じる諸課題の責任統括

(医師)

- 1)看取り介護期の診断
- 2)家族への説明
- 3)緊急時、夜間帯の対応と指示
- 4)死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

(生活相談員、介護支援専門員)

- 1)継続的な家族支援(連絡、説明、相談、調整)
- 2)看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- 3)ケアカンファレンス開催への参加
- 4)緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- 5)随時の家族の説明と、その不安への対応
- 6)死後のケアとしての家族支援と身辺整理

(看護職員)

- 1)医師との連携強化を図る
- 2)看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- 3)看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談強化
- 4)看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応
- 5)緊急時対応
- 6)随時 家族への説明と、その不安への対応
- 7)カンファレンス開催への参加

(管理栄養士・栄養士)

- 1)利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- 2)食事、水分摂取量の把握
- 3)カンファレンス開催への参加

(介護職員)

- 1)きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- 2)身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- 3)円滑なコミュニケーションの実施
- 4)看取り介護の状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、排尿量、排便量チェックときめ細かな経過記録の記載
- 5)状態変化確認のため細やかな訪室
- 6)カンファレンス開催への参加

③看取り時の介護体制

※看取り時:夜間緊急対応マニュアル参照

④看取り介護の実施内容

1)栄養と水分

看取り介護にあたっては多職種と協力し、利用者の食事・水分摂取量、浮腫、排尿量、排便量等の確認を行うと共に、利用者の身体状況に応じた食事の提供、好みの食事などの提供に努める。

2)清潔

利用者の身体状況に応じ、可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防に努める。

3) 苦痛の緩和

(身体面)

利用者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助。

(医師の指示による、日常的ケアの実施)

(精神面)

身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心されるような声かけによるコミュニケーションの対応に努める。

4) 家族

継続的な家族支援は主に生活相談員、介護支援専門員が行うが、必要に応じて変化していく身体状況を医師または看護師から説明を行い、介護内容については介護職員から説明を行う。

また家族の意向に沿った適切な対応を随時行う。

継続的に家族の精神的援助(現状説明、相談、こまめな連絡等)あるいは本人、家族から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明を通し、家族の意向を確認する。

5) 死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを行い、家族と看取り介護に携わった職員でお別れを行う。

死後の援助として必要に応じて家族支援を行う。

(5) 看取りに関する職員教育

みどりの丘における看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図る。

- 1) 看取り介護の理念と理解
- 2) 死生観教育 死へのアプローチ
- 3) 看取り期に起こりうる身体的・精神的変化の対応
- 4) 夜間・緊急時の対応
- 5) 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
- 6) 家族への援助法
- 7) 看取り介護についての検討会

2. 医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を行い、家族の同意を得て、経過観察記録等の必要書類を提示する。

(2) 本人、家族への支援

継続的に本人や家族の状況を把握すると共に、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を行う。

死後の援助として必要に応じて家族支援を行う。

3. 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である、なごみ内科診療所または嘱託医の榎本光信医師との連携により、必要に応じ健康上の管理等に対応することができる365日、24時間の連絡体制を確保している。

【嘱託医連絡先】

なごみ内科診療所

院長 : 榎本 光信

住所 : 東京都東久留米市幸町3-11-14

連絡先 : 042-470-7530

17. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 TEL 042-470-0645

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
東久留米市役所 受付時間 8:30～17:00(土・日・祝、年末年始を除く)
〒203-0053 東京都東久留米市本町3-3-1
担当 介護福祉課 TEL 042-470-7750(直通)

東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
担当 介護相談指導課介護相談窓口 TEL 03-6238-0177

18. 当社の概要

法人種別 名称	社会福祉法人 陵風会
代表者役職 氏名	理事長 徳田 恵子
本部所在地・電話番号	鹿児島県鹿児島市西陵1-43-1 TEL 099-282-4373
定款の目的に定めた事業	1 軽費老人ホーム 2 特別養護老人ホーム 3 認知症対応型老人共同生活援助事業 4 老人短期入所生活介護 5 老人デイサービス事業 6 その他これに付随する業務

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1ヶ所
	短期入所生活介護	1ヶ所
	通所介護	1ヶ所
	訪問介護	1ヶ所

19. 協力医療機関

病院名	医療法人社団 東光会 西東京中央総合病院
所在地・電話番号	東京都西東京市芝久保町2-4-19 TEL 042-464-1511

病院名	医療法人 沖縄徳洲会 武蔵野徳洲会病院
所在地・電話番号	東京都西東京市向台町3-5-48 TEL 042-465-0700

病院名	医療法人 さくら さくら記念病院
所在地・電話番号	埼玉県富士見市水谷東1-28-1 TEL 049-253-3811

病院名	医療法人社団 雅会 山本病院
所在地・電話番号	東京都清瀬市野塩1-328 TEL 042-491-0706

病院名	一般財団法人 野中東皓会 静風荘病院
所在地・電話番号	埼玉県新座市堀ノ内1-9-28 TEL 048-477-7300

病院名	こだま歯科医院
所在地・電話番号	東京都東久留米市上の原1-4-11-102 TEL 042-471-2311

20.第三者による評価の実施状況

① あり 実施日 令和7年2月7日
評価機関名称 株式会社ハッピーネットワーク
結果の開示 ① あり ② なし
② なし

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

重要事項説明日 令和 年 月 日

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 陵風会
〔住 所〕 鹿児島県鹿児島市西陵一丁目43番1号
〔代表者名〕 理事長 徳田 恵子 印

〔施設名〕 特別養護老人ホーム みどりの丘
〔住 所〕 東京都東久留米市上の原一丁目2番42号
〔代表者名〕 施設長 滝澤 真由美

〔説明者〕 生活相談員

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〔住 所〕
〔氏 名〕 印

代理人

〔住 所〕
〔氏 名〕 印 本人との続柄()